

江東区女性活動支援団体 輝くママのコミュニティ『himawari』会則

第1条 (名称)

この団体は、江東区女性支援活動団体輝くママのコミュニティ『himawari』という。

第2条 (事務所)

この団体は、主たる事務所を東京都江東区の会長自宅に置く。

第3条 (目的)

この団体は、子育て中の女性の社会進出支援、そのための子育て支援、情報発信事業を行い、男女共同参画社会の実現、地域経済の発展、その他、『心・体・教育・仕事・託児・コミュニケーション』を通して、向上心と自己啓発に目覚め、自ら積極的に社会とつながり、自分らしく輝き、貢献していくことのできる場所と街づくりに寄与することを目的とする。

第4条 (非営利活動の種類)

この団体は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 情報化社会の発展を図る活動
- (8) 経済活動の活性化を図る活動
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (10) 消費者の保護を図る活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条 (事業)

この団体は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 非営利活動にかかる事業
 - 1 子育て女性の自己実現、エンパワーメントによる社会進出支援事業
 - 2 子育て女性の自立や社会進出の理解を促進するための情報発信事業
 - 3 子育て女性のキャリア、ライフワークバランスの見直しについての事業

第6条 (会員種別)

正会員 この団体の目的に賛同して入会した個人及び団体

第7条 (会員要件)

子育てママをサポートしたいという思いに賛同した個人（男女問わず）及び団体かつ第8条に賛同した者

第8条 (入会・退会・除名・会員資格の喪失)

- (1) ネットワークビジネス・宗教・政治・政党および自己啓発セミナー・別団体への引き抜きの勧誘等の目的1つでも当てはまる方は、入会を認めない。
*入会后そのような行為が見られた場合は即、退会していただき資格を喪失する。
- (2) 会員として入会をしようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとし、総会において、別に定める会費を納入する。
*新年度初日から3か月以上会費納入の遅延のものは、退会していただき資格を喪失する。
- (3) 会員は、代表が別に定める退会書を代表に提出して、任意に退会することができ、資格を喪失する。
*ただし、会員が、この会則に違反した時又はこの団体の名誉を傷つけ、また、目的に反する行為をしたときは、総会の議決により、これを除名することができる。
- (4) 一度除名されたものは資格を喪失する。
- (5) 会員である本人が死亡、または、団体が消滅した時は資格を喪失する。

第9条 (会費)

正会員 年会費 2000円

第10条 (抛出金品の不返還)

会費、その他抛出金品は、その理由を問わずこれを返還しない。

第11条 (役員の種別と職務等)

この団体に次の役員を置く。

- (1) 会長（1名）この団体を代表し、その運営を統括する。
- (2) 副会長（1名）代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、職務を代行する。
- (3) 会計（1名）この団体の運営状況を記録した書類（計算書類）の記載と管理をする
- (4) 会計監査（1名）団体の運営状況を記録した書類（計算書類）の記載が、団体の実際の財政状態を正しく表しているか否かを、会計とは別の第三者が監査する。
- (5) 運営委員（若干名）総会、運営委員会の議決に基づきこの団体の業務を執行する。

第12条（選任と任期等）

運営委員は、総会において選任する。代表および副代表は運営委員の互選とする。

- (1) 運営委員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。
- (2) 運営委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第13条（機関）

この団体の議決を行う機関として、総会及び運営委員会を置く。

第14条（総会）

総会は、正会員で構成し、正会員総数の2分の1以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。

- (1) 総会は、代表が招集するものとし、毎年1以上開催し、次の事項について議決する。
 - 1 年度事業計画及び収支予算
 - 2 年度報告及び収支決算
 - 3 運営委員の選任又は解任、職務および報酬
 - 4 会費の額
 - 5 会則の変更、解散、合併
 - 6 その他運営に関する重要事項

第15条（運営委員会）

運営委員会は代表が召集し、総会に付託すべき事項及び総会の議決の執行に関する事項及びこの団体の日常の運営に関する事項を議決し執行する。議長は代表が務める。

- (1) 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。

第16条（事業年度）

この団体の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

第17条（財産の管理）

この団体の会計処理及び管理方法は運営委員会が定める。

第18条（細則）

この会則に定めない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、運営委員会が定める。

第19条（施行）

この会則は2014年7月30日から施行する。